

富山市飲食店感染拡大防止支援金 申請受付要領

令和3年9月6日

概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年8月20日から富山市に「まん延防止等重点措置」が適用され、飲食店では、営業時間の短縮及び酒類の提供自粛を終日求められており、経営に大きな影響を受けていることから、富山市飲食店感染拡大防止支援金(以下「支援金」という。)を支給するもの。

2 支援金支給対象事業者

富山県の酒類の提供を行う飲食店への時短要請により「富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3次)(以下「県協力金(第3次)」という。)」が支給され、かつ申請要件の全てに該当するもの。

3 支援金支給額

1店舗あたり10万円 ※県協力金(第3次)に上乗せする。

申請要件

支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす場合とする。

- 1 県協力金(第3次)を受給していること。
- 2 富山市内において営業する飲食店であること。
- 3 今後も事業を継続すること。
- 4 検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有するものとして富山市暴力団排除条例第2条で定める者に該当しないこと。

申請手続き等

1 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- (1) 市のホームページからダウンロード
- (2) 富山市商業労政課（富山市役所 7 階）、市役所総合案内（富山市役所 1 階）
- (3) 各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センター

※ 配布書類の量に限りがありますので、市の HP からのダウンロードによる取得にご協力願います。

※ (2)、(3)の各窓口配布は、開庁日（開庁時間内）のみとなります。

※ (3)の各施設窓口での配布は 9 月 8 日（水）以降を予定しています。

2 申請書類

申請書類チェックリスト（入り）と、リストに記載の申請書類一式を、「郵送」してください。また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、確認のためにご連絡したりすることもありますので、申請書提出時に、必ず控えをとり保管ください。書類の不備や確認に時間を要した場合は、支給までに時間を要することがあります。追加書類の求めに応じていただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給となります。なお、申請書類は不支給の場合も含めて返却いたしません。

3 申請方法

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。

（特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

なお、申請書類の到達の有無に関するお問い合わせについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先> 〒930-8510 富山市新桜町 7 番 38 号 富山市役所商業労政課（支援金・給付金窓口）

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送により受け付けます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため持参による申請は原則として受け付けておりません。

4 申請受付期間

令和 3 年 9 月 7 日（火）から 令和 4 年 3 月 31 日（木）（当日消印有効）まで

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときに支給します。

6 支給決定の通知等

申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、「支給決定」の通知をします。

7 問い合わせ先

富山市役所商業労政課（支援金・給付金窓口） 電話番号：076-443-2276

受付時間：平日の午前9時～午後5時

※想定されるご質問に関してQ&Aがありますので、お問い合わせの前にそちらもご覧ください。

その他

- 1 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を命じます。支援金の返還を命じたときは、この命令に係る支援金の支給の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき支援金の額に10.95%の割合で計算した額（加算金）を支払うこととなります。また、支援金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき支援金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して年10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うこととなります。
- 2 支援金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて対象店舗の運営状況等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 支援金に係る支出書類を整備し、事業年度終了後5年間保存しておいてください。

申請書類チェックリスト

- ・本チェックリストにて書類が揃っているか確認し、各項目をチェックしてから、本リストも申請書類と合わせて提出してください。
- ・迅速に審査する観点から提出漏れのないようご協力をお願いします。

下記の□にチェック☑を入れてください。

チェック欄	書類名
	添付書類（①～④のとおり）
<input type="checkbox"/>	① 申請書と申請書別紙 ※ 様式内の□欄に必ずチェック☑をしてください。
<input type="checkbox"/>	② 誓約書 ※ 署名欄に必ず自署してください（押印は不要）。
<input type="checkbox"/>	③ 「富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）」が振り込まれた口座の、以下の(1)と(2)の写し。 (1) 金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の分かる部分 (2) 振り込まれた該当箇所 ※ 県協力金(第3次)の一部早期支給分でも可能です。 ※ <u>該当箇所にマーカー</u> してください。 ※ <u>用紙の余白に必ず、申請事業者ご本人の住所と名前をご記載</u> ください。 ※ 当座の場合は当座勘定照合表の写しなど。 ※ 電子通帳など紙媒体が無い場合は、電子通帳等の画面の画像を「A4サイズ」で印刷して同封してください。
<input type="checkbox"/>	④ 本人確認書類の写し ※法人の場合は代表者のもの 下記のうち、 <u>いずれか1点</u> を添付してください。 (1) 運転免許証（裏面記載がある場合は裏面も） (2) パスポートの写し（顔写真のページと所持人記入欄のページ） (3) マイナンバーカードの写し（表面（顔写真のある面）） <u>上記(1)～(3)がない場合、次のア及びイの写しからそれぞれ1点（計2点）</u> ア 健康保険証、介護保険証、年金手帳（有効期限内のもの） イ 住民票（6か月以内に発行のもの）、公共料金（電気・水道など） 又は国税・地方税の領収書（直近のもの） 例：ア 健康保険証の写し＋イ 住民票の写し ア 年金手帳の写し＋イ 電気料金の領収書の写し など

※①～④の書類は、原則 A4 用紙への貼り付け又はプリントアウト（出力）により提出願います。

富山市飲食店感染拡大防止支援金申請書

令和 年 月 日

(宛先) 富山市長

申請事業者 (法人または個人事業者)	〒
	住 所
	フリガナ
	名 称
	代表者役職
申請書類の作成担当者、 連絡先 (日中の連絡先) ※不備があった場合にご連絡 します。	フリガナ
	担当者氏名
	(電話)
(携帯電話)	

次のとおり富山市飲食店感染拡大防止支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

・ 支援金申請額

富山市内の申請店舗数 店 × 10万円 = 申請額 万円

・ 申請事業者

※□がある場合、該当するものにチェック☑をお願いします。

事業者の区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主			
振込先		銀行・金庫・組合・農協・漁協	本店・支店・出張所・本所・支所	
	金融機関コード ※1)		支店コード ※1)	
	店番 ゆうちょ銀行の 場合のみ記入		預金種類	普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/>
	口座番号 ※2)			
	フリガナ 口座名義			

※1 金融機関コード、支店コードがわかる場合は記載をお願いします。
 ※2 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。
 (記入いただいた情報は、本件に関する業務にのみ使用します。)

受付欄 (記入不要)

※ 口座名義は申請者名義の口座としてください。

申請事業者氏名 _____

店舗情報（富山市内）

対象店舗 （ No. ）	店舗名(屋号)	()
	店舗の所在地	富山市
	県協力金(第3次) の受給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

対象店舗 （ No. ）	店舗名(屋号)	()
	店舗の所在地	富山市
	県協力金(第3次) の受給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

対象店舗 （ No. ）	店舗名(屋号)	()
	店舗の所在地	富山市
	県協力金(第3次) の受給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 県協力金（第3次）とは、富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）を指します。

※ 欄は該当するほうに必ずチェック☑をお願いします。また無欄にチェック☑されたものは支給の対象外になります。

※ この表で、有欄にチェック☑が入った店舗の数が、申請書の「支援金申請額」の申請店舗数と一致します。

※ 記入しきれない場合は、適宜コピーしてお使いください。

富山市長 様

誓約書

富山市飲食店感染拡大防止支援金（以下、「支援金」という。）に関して、次のとおり誓約します。

1. 申請受付要項を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。
2. 支援金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年 10.95%の割合で計算した額）を支払います。
3. 富山市から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
4. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有するもの（以下「密接関係者」という。）として富山市暴力団排除条例第2条で定める者に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会することに同意します。
5. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の支給を受けた事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。
6. 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地、個人事業主にあっては自宅の所在地）

申請者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の役職と氏名）

※氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。
（ゴム印等は不可）

【富山市飲食店感染拡大防止支援金について】

Q 1. 支援金の支給金額は？

A 1. 富山市内において営業する飲食店の店舗数×10万円 となります。

Q 2. 富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）（以下「県協力金（第3次）」という。）を受給していない場合、対象となるか？

A 2. 対象になりません。

Q 3. 富山市外に本拠地のある事業者でも対象となるか？

A 3. 富山市内において営業している飲食店の店舗分は対象となります。

Q 4. 県協力金（第3次）の一部早期支給の受給をもって、対象となるか？

A 4. 対象になりますが、県協力金（第3次）の本申請で不採択となった場合は支給できません。

Q 5. 県の協力要請期間満了前に営業時間短縮を止めるなど、県協力金（第3次）の条件を満たさない場合、どうなるか？

A 5. 支援金の支給はできません。また、支援金の支給後に発覚した場合は、全額を返還していただきます。

Q 6. 支援金の申請期間は？

A 6. 令和4年3月31日までを設定していますが、県協力金（第3次）を受給された後、早めに申請いただきますようご協力願います。

Q 7. 申請できる店舗数はどのように捉えたらよいか？

A 7. 県協力金（第3次）を受給され、かつ富山市内にある店舗の数です。

Q 8. 県から集客施設として協力金を受給したが、富山市では対象となるか？

A 8. 富山市では集客施設については対象としておりません。

●富山市役所商業労政課（支援金・給付金窓口）

電話番号：076-443-2276

受付時間：午前9時～午後5時 ※平日のみ

●県の協力金や給付金については、下記へお問い合わせください。

県コールセンター：076-444-8903

受付時間：午前9時～午後5時 ※当面は土日祝日も開設